

社会福祉法人関市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人関市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款（昭和50年10月25日施行。以下「定款」という。）第23条の規定により、定款第18条に規定がある理事及び監事（以下「役員」という。）に対して支給する報酬及び出張等における費用（以下「費用弁償」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(勤務実態の定義)

第2条 役員の報酬については、当該役員の勤務実態に即して支給することとし、勤務実態とは本会の事務、事業を遂行するために必要な次に掲げる業務をいう。

- (1) 職員に対する指導・指示に関する業務
- (2) 事務事業の推進に係る打合せ、調整、進捗状況の把握、評価に関する業務
- (3) 文書及び会計帳簿の決裁に関する業務
- (4) 理事会、評議員会への出席
- (5) 部会及び会長が報酬の支払いを定めた委員会等の会議への出席
- (6) 本会以外が主催する会議、行事等への出席
- (7) 他団体等との協議、調整等に関する業務
- (8) 会計監査に関する業務
- (9) その他業務遂行に必要と会長が認める業務

2 同条第1項に規定する業務を行った役員は、別記様式による役員等業務遂行報告書を会長に提出するか、もしくは業務を行ったことを明らかにした資料をもって、会長の決裁をうけるものとする。

(報酬額)

第3条 報酬の額は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号及び第7号、9号に掲げる業務1回につき
5,000円
- (2) 前条第1項第4号から第6号に掲げる会議1回につき
5,000円
- (3) 前条第1項第8号の業務1回につき
10,000円

2 会長の報酬は、前条に該当する業務に要した時間、1時間につき2,500円とする。ただし、1か月間の合計時間数において、30分以上の場合はこれを繰り上げ1時間とし、30分未満の場合はこれを切り捨てて計算をする。

3 役員が会長の要請により、会長に代わって前条第1項第6号、第7号及び第9号に該当する業務を行った場合、それに要した時間1時間につき2,500円とする。なお、前項ただし書をこれに準用する。

(費用弁償)

第4条 役員に対して支給する旅費等の費用弁償は、本会旅費規程（平成10年4月1日施行）に準ずるものとする。

(報酬等の支払方法)

第5条 前2条の規定により算出した報酬及び費用弁償の額の合計額を、あらかじめ本人が指定した銀行口座に振込み、支払うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、役員に対する報酬の支払い

に関する規程は当分の間適用しないこととし、当該規定に関する実施時期については、理事会の議決を経て会長が定める。

- 1 平成15年4月1日から役員に対する報酬の支払いについて適用する。ただし、会長以外の役員については、第2条第1項第4号及び第8号の業務について支払うものとする。
- 1 平成19年4月1日より規程を一部改正（平成19年 議題2号）し、施行する。（会長報酬）
- 1 この規程は、一部改正（平成24年7月 議題2号）をし、平成24年8月1日から施行する。
- 1 この規程は、一部改正（平成25年2月 議題2号）をし、平成25年4月1日から施行する。なお、この施行に伴って、会長以外の役員による第2条第1項第5号の業務について報酬を支払うものとする。
- 1 この規程は、一部改正（平成26年11月 議題2号）をし、平成26年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、一部改正（平成28年11月 議題2号）をし、平成29年4月1日から施行する。